

## 社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会イメージキャラクター「かりんちゃん」の デザイン等の使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会（以下本会という。）イメージキャラクター「かりんちゃん」（以下「かりんちゃん」という。）のイラスト、愛称又はこれらに準ずるもの（以下「デザイン等」という。）の使用に関し必要な事項を定め、デザイン等の適切な活用を図ることにより、地域福祉の理解と関心を高め、本会のイメージの向上に寄与することを目的とする。

### (使用申請)

第2条 「かりんちゃん」のデザイン等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、「かりんちゃん」デザイン等使用申請書（第1号様式）を本会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき
- (2) 本会及び本会が共催する事業等で使用するとき
- (3) その他本会が認めるとき

2 本会は、申請者が前項の規定による使用申請に要した費用について、一切の責任を負わないものとする。

### (使用承認)

第3条 本会は、前条の規定による申請があった場合はその内容を審査し、使用の承認を決定したときは、申請者に対し「かりんちゃん」デザイン等使用承認通知書（第2号様式）を交付するものとし、不承認とする場合には、申請者に対し「かりんちゃん」デザイン等使用不承認通知書（第3号様式）を交付するものとする。

2 本会は、前項の規定によりデザイン等の使用を承認する場合においては、条件を付すことができる。

### (使用承認の期間)

第4条 デザイン等の使用承認の期間は、前条第1項又は第2項の規定により使用承認を受けた日から1年以内とする。

2 第2条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、前項の期間満了後において、引き続きデザイン等を使用しようとする場合は、改めて申請を行い、承認を受けなければならない。

(使用の不承認)

第5条 本会は、次の各号のいずれかに該当するときは、デザイン等の使用を承認しないものとする。

- (1) 本会の品位を傷つけ、又はデザイン等のイメージを損なうおそれのある場合
- (2) 特定の政治活動、宗教活動に使用しようとする場合
- (3) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (4) 自己のキャラクター、商標又は意匠として使用する場合
- (5) 定められた使用方法によってデザイン等が使用されないおそれのある場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益になる、又はなるおそれのある場合
- (7) 前各号に掲げるほか、本会がデザイン等の使用を不適当と認める場合

(使用承認の変更)

第6条 使用者は、使用承認を受けた事項に変更が生じるときは、「かりんちゃん」デザイン等使用承認変更申請書（第4号様式）を本会に提出し、改めて変更後の使用承認通知書の交付を受けなければならない。

(使用承認の取消し)

第7条 本会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認を取り消すことができるものとし、使用承認の取消しを決定したときは使用者に対して「かりんちゃん」デザイン等使用承認取消通知書（第5号様式）を交付するものとする。

- (1) 使用者がこの要綱に違反したとき
  - (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき
  - (3) 使用者が第3条第2項に基づく使用承認の条件に違反したとき
  - (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき
- 2 前項の規定により使用の承認を取り消された者は、当該取消しの通知があった日以後、当該承認に係わる物品等を使用してはならない。
- 3 承認の取り消しにより、使用者等が損害を受けた場合において、本会はその賠償の責を負わない。

(使用料)

第8条 デザイン等の使用は、原則無料とする。ただし、営利を伴う使用については、可能な限り本会事業に協力しなければならない。

(権利設定の禁止)

第9条 使用者は、商標登録、意匠登録等、デザイン等を利用して著作物に関する自己の権利を設定又は登録してはならない。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第10条 使用者は、第3条の規定により使用承認を受けた事項以外の目的にデザイン等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月10日から施行する。